

令和8年度（債務）委託第42号 事業場排水分析業務 仕様書

1 業務の対象

特定事業場及び除害施設設置事業場等（以下「事業場」という。）の排出水の分析を実施する。

ただし、ダイオキシン類については、採水業務を含む。

2 分析項目及び検体数

概ね、別表のとおりとする。

原則として、受託者は委託者が毎月25日を目処に提示する分析依頼表に基づき、分析を行うこと。

3 分析方法

別表の水質項目について、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に基づき行うものとする。ただし、その他の試験方法を選択する場合は、委託者の承認を得ること。

4 ダイオキシン類の測定に係る精度管理

ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成22年3月改訂 環境省）に基づき行うこと。

5 採水容器等

採水容器は、委託者が提示する分析依頼表に基づき、受託者が必要な数量を予備も含めて準備し、委託者の指定する日時及び場所に搬入すること。また、ダイオキシン類の採水に必要な器具及び容器類は、受託者が準備すること。

6 ダイオキシン類に係る検体の採水

(1) 濃度に係る環境計量士の指示のもと採水業務を実施すること。

(2) 作業完了後、分析結果と合わせて、次の資料を添付した作業報告書（書式は任意）を提出すること。

① 各採水箇所での採水日時、天候（前日、当日）、気温

② 検体の水温、透視度、色相、臭気、pH

③ 採水した検体や採水作業の写真

7 報告下限値等

項目ごとの分析方法や報告下限値（排除基準値の10分の1を目安とする）について、書面にて委託者に提出し、承認を得ること。また、新しい分析方法の告示等があった場合は速やかに対応すること。

8 分析結果の報告

(1) 分析結果の報告は、速やかに計量証明書等により行うこと。また、委託者の指定する電子データによる報告も行うこと。

(2) ダイオキシン類に係る報告は、企業情報等の漏えい防止に配慮するため、計量証明書等に対象事業場の名称等を記載せず、委託者から指示された名称を使用すること。

また、計量証明書に作業報告書を合わせてA4版1部を提出すること。

(3) 分析の過程で、下水排除基準の0.8倍を超える濃度になると推定される場合は、速やかに報告すること。

9 検体の処分

分析後の検体については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従い、受託者が適正に処分すること。

別表 令和8年度(債務)委託第42号 事業場排水分析業務 分析項目及び検体数

No.	分析項目	検体数
1	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	114
2	生物化学的酸素要求量	75
3	化学的酸素要求量	2
4	浮遊物質	75
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	150
6	窒素含有量	3
7	燐含有量	3
8	沃素消費量	29
9	カドミウム及びその化合物	11
10	シアン化合物	35
11	有機燐化合物	8
12	鉛及びその化合物	37
13	六価クロム化合物	63
14	砒素及びその化合物	26
15	水銀及びアルキル水銀及びその他の水銀化合物	14
16	アルキル水銀化合物	8
17	ポリ塩化ビフェニル	8
18	トリクロロエチレン	12
19	テトラクロロエチレン	8
20	ジクロロメタン	13
21	四塩化炭素	8
22	1,2-ジクロロエタン	8
23	1,1-ジクロロエチレン	8
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	8
25	1,1,1-トリクロロエタン	8
26	1,1,2-トリクロロエタン	8
27	1,3-ジクロロプロペン	8
28	チウラム	8
29	シマジン	8
30	チオベンカルブ	8
31	ベンゼン	9
32	セレン及びその化合物	24
33	ほう素及びその化合物	82
34	ふっ素及びその化合物	103
35	1,4-ジオキサン	8
36	フェノール類	1
37	銅及びその化合物	66
38	亜鉛及びその化合物	103
39	鉄及びその化合物(溶解性)	66
40	マンガン及びその化合物(溶解性)	12
41	クロム及びその化合物	90
42	ダイオキシン類(採水業務を含む)	1
計		1,339